

雫石町監査委員告示第4号

地方自治法第199号第5項の規定に基づき随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和2年3月25日

雫石町監査委員 枇 杷 恵
雫石町監査委員 小 田 純 治

随時監査結果報告

第1 監査の概要

1. 監査の対象

職員の扶養手当の返納に係る事務

2. 監査実施日

令和2年3月18日（水）～25日（水）

3. 実施場所

雫石町役場3階監査委員室

4. 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務事業の執行について、令和2年1月27日、2月25日に実施した例月出納検査において出納課から提出された資料、総務課から提出された資料に基づいて、関係職員から説明を求めるなど、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、職員の扶養手当の返納に係る事務等について、次の事項が見受けられたので適切に措置されたい。

1. 指摘事項

(1) 時効により消滅した扶養手当返納金の事務処理について

職員の扶養手当誤支給に係る事務処理について、過払い扶養手当を返還させる場合の不当利得返還請求権は公法上の債権であり、時効が5年（地方自治法第236条第1項）であることから、時効とならない返納金分についてのみ、歳入調定とする事務処理を行っていたことが見受けられた。

しかし、地方財務実務提要（株）ぎょうせい発行によると、調定を行わないうちに既に時効の完成により消滅した債権については、不納欠損としての処分を行い、事務を完結すべきである旨の記載がある。

よって、調定額に計上しない限り、決算書に計上することができないことから、過払いによる扶養手当支給分全額をいったん調定し、時効となった金額を不納欠損として処分するなど、適切な事務処理を行われたい。

(2) 扶養手当の支給認定事務について

誤支給の原因となった扶養手当の支給決定については、所得税法上の所得要件とは異なることや、民法第725条に規定されている親族とは異なることなどを習熟し、慎重な審査を行い、適切な認定事務にあたられたい。